

第1章

現代社会における社会的養護の 意義と歴史的変遷

1 社会的養護の理念と概念

(1) 社会的養護の基本理念

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。日本の社会的養護は、「**子どもの最善の利益のために**」と「**社会全体で子どもを育む**」の2つを理念として行われています。

「**子どもの最善の利益のために**」とは、子どもに関する事柄を決めたり、行ったりする際には、その子どもにとって最も良いことは何かを最優先に考える、という意味で、1989（平成元）年に国連総会で採択された「**児童の権利に関する条約**」で掲げられた基本原則です。現在、「**児童の権利に関する条約**」は、アメリカを除く世界196か国で締結されており、世界で最も受け入れられている人権条約です。日本は、1994（平成6）年に、同条約を批准しました。

「**社会全体で子どもを育む**」とは、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うということを意味しています。

・「児童の権利に関する条約」第3条第1項

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、……**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

・「児童福祉法」第1条

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、**愛され、保護**されること、その**心身の健全やかな成長**及び**発達**並びにその**自立**が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利**を有する。

(2) 社会的養護の5つの原理

社会的養護には、5つの原理があります。

<p>① 家庭養育と個別化</p>	<p>家庭養育（里親、ファミリーホーム）を原則とし、一人一人の子どもをきめ細かく育む。施設養護においても小規模かつ地域分散化したできる限り家庭的な養育環境を目指す。</p>
<p>② 発達の保障と自立支援</p>	<p>子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。</p>
<p>③ 回復をめざした支援</p>	<p>虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、専門的なケアを行う。</p>
<p>④ 家族との連携・協働</p>	<p>親と共に支援を行うとともに、親子を総合的に援助する。</p>
<p>⑤ 継続的支援と連携アプローチ</p>	<p>家庭に戻った子どもへも継続的なフォローを行うとともに、様々な社会的養護の担い手と連携し支援を行う。</p>
<p>⑥ ライフサイクルを見通した支援</p>	<p>入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続けるとともに、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援を行う。</p>